貯水槽・受水槽の設置者 様

貯水槽・受水槽の設置と適正な管理について 【お知らせ】

高山市 上水道課

ビルやマンションなどに設置され、水道水を貯水する機能を有する貯水槽や受水槽 などの施設を貯水槽水道といいます。

安全に水道を使っていただくためには、貯水槽水道の保守点検が欠かせません。

貯水部分の容量が 10 ㎡を超えるものは「簡易専用水道」として、設置・管理者に対して法律で保守点検の義務付けがなされており、10 ㎡以下のものに対しても条例で、「小規模貯水槽水道」として法令に準じて、設置者が保守点検に努めるよう規定されています。(水道法第34条の2及び高山市給水条例第44条の3)

貯水槽水道の設置者は、普段から適正な管理(点検・清掃・水質検査)をするよう努めていただき、特に地震や凍結、大雨などがあったときは、すぐに点検を行い、不具合がある場合はすみやかに修繕・対策を実施されるようお願いします。

## 【簡易専用水道】(水槽の容量が10㎡を超えるもの)

- ○受水槽や高架水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。
- ○受水槽及び高架水槽の状態やマンホールの施錠などの点検を行い、不備なところはすみやかに改善すること。
  - ○水の色、濁り、臭い、味などに注意して、異常があれば水質検査を行うこと。
- ○毎年 1 回以上定期に、厚生労働大臣の登録を受けた機関の検査(水質含む)を受けること。

## 【小規模貯水槽水道】(水槽の容量が10㎡以下のもの)

法律上の義務はありませんが、法令に準じて簡易専用水道と同様の管理に努めてください。

506-8555 高山市花岡町 2 丁目 18 番地 高山市役所 上水道課 0577-35-3149 (直通) FAX 0577-35-3169